

各都道府県・指定都市文化財担当部局 御担当者各位

文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲに関しカモシカ等の地域を
定めず指定された動物への適用について（通知）の送付について

日頃より大変お世話になっております。

別添のとおり、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲに関しカモシカ等の地域を定めず指定された動物への適用について（通知）」を送付させていただきます。

詳細は添付の通知を御確認いただければと思いますが、史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下、「管理計画」という。）について補足させていただきます。

都道府県が鳥獣保護管理法の第二種特定鳥獣管理計画の策定主体となっている趣旨に鑑み、都道府県文化財担当部局においては、域内の権限移譲を希望する市（文化財保存活用地域計画の認定町村も含む。以下同じ）の状況を把握するとともに、当該市の策定する管理計画の内容について、広域的な観点から確認を行っていただくようお願いします。

また、文化庁への進達に当たっては、域内の複数の市が同時期に権限移譲を希望する場合には、原則として都道府県において取りまとめて進達いただくようお願いします。

＜本件連絡先＞

文化庁文化財第二課 調査係、天然記念物部門

03-5253-4111（内線 2878/2883）

3 文財二第 8 2 号
令和 3 年 8 月 2 4 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長

文化庁文化財第二課長
山下 信一郎

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号ヲに関しカモシカ等の地域を
定めず指定された動物への適用について（通知）

天然記念物に指定された動物の捕獲は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第 1 2 5 条の「現状変更」に該当し、同条により文化庁長官の許可を受けた場合のみ、その捕獲が可能となります。

カモシカは、特別天然記念物（地域を定めず）に指定されていますが、近年、本来の生息地である比較的標高の高い山地帯から里山付近等に生息域を広げており、自治体によっては農林業被害が深刻化しています。そのため、カモシカの捕獲をしやすくするための措置がこれらの自治体から要望されています。

これまで地域を定めず指定された動物については、「現状変更」の特例である文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号ヲを適用した事例はありませんでした。しかしながら、上記の要望への対応方策として、地域を定めず指定された動物にも当該規定を適用し、都道府県、市又は法第 1 8 3 条の 3 第 5 項の規定により文化財保存活用地域計画の認定を受けた町村に、現状変更許可の権限を移譲することが可能である旨を整理しましたので、お知らせします。

具体的な取扱いは以下のとおりです。十分に御了知の上、適切な事務処理をお願いするとともに、都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び市区町村（指定都市を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 文化財保護法施行令第5条第4項第1号ㄱの概要

都道府県又は市の教育委員会が、当該都道府県又は市域内の史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち、一定の区域に関し史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下「管理計画」という。）を定め、文化庁長官に申出を行うことにより、文化庁長官から当該都道府県又は市に、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して、当該区域（以下「指定区域」という。）を指定した上で、区域内の現状変更に関する許可権限を移譲することができます。

この制度により、権限移譲先となる自治体は以下のとおりです。

- ①「指定区域」が市の区域内（②以外の場合）…市
- ②「指定区域」が市の区域内で、都道府県が管理団体である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域の場合…都道府県
- ③指定区域が町村の区域内（④以外の場合）…町村の所在する都道府県
- ④指定区域が町村の区域内で、法第183条の3第5項の規定により、文化財保存活用地域計画の認定を受けている町村（以下「認定町村」という。）の区域の場合）…町村

2. 文化財保護法施行令第5条第4項第1号ㄱを、地域を定めず指定された動物に適用することについて

（1）基本的な考え方

これまで、文化財保護法施行令第5条第4項第1号ㄱを、地域を定めず指定された動物に適用した事例はありませんでしたが、当該規定の適用が可能であると整理することにしました。

（2）対象となる動物・指定区域

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している動物で、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に規定する「第二種特定鳥獣管理計画」（以下「特定計画」という。）に基づく捕獲が行われている場合に、管理計画を定め、指定区域の申出ができることとします（現時点では、カモシカ、下北半島のサル、奈良のシカを想定しています）。この場合の指定区域は、天然記念物である動物の生息域のうち、特定計画に基づいて捕獲が行われている区域です。

例外として、特定計画が策定されていない動物であっても、生息数が著しく増加し、

又はその生息地の範囲が拡大していて農林業被害等が生じている場合は、その生息地である市町村（町村の場合は認定町村のみ）が「特定計画に準ずる計画」（別紙２参照）と管理計画を策定して、文化庁長官に申し出た場合に、当該市町村に権限移譲できることとします（かつて「箕面山のサル」で同様の事案が発生しました）。この場合の指定区域は、「特定計画に準ずる計画」に基づいて捕獲が必要な区域です。

なお、文化庁、環境省及び林野庁による調整に基づき設定されている「カモシカ保護地域」（別紙２参照）は、管理計画の指定区域に含めないこととします。

（３）管理計画の策定

管理計画の策定にあたっては、別紙１、２の内容をよく参照してください。

管理計画は、特定計画や「特定計画に準ずる計画」に整合した内容となるようにしてください。

また、特定計画に基づく捕獲を許可できるのは、地域個体群の安定的な維持存続に及ぼす影響が軽微な場合であること、及び、特定計画に基づいて市町村が年度ごとに策定する実施計画に基づく捕獲であって、特定計画の策定者である都道府県と十分に調整を図ったものであることを明記してください。

都道府県におかれては、権限移譲を希望する市がある場合、その市の管理計画について広域的な観点から確認を行った上で文化庁に進達いただくようお願いします。

（４）捕獲の実施及び報告

捕獲の実施にあたっては、特定計画の策定主体である都道府県と十分に調整を図るとともに、毎年、捕獲の許可状況について都道府県に報告を行う必要があります。

また、毎年、捕獲の許可状況を文化庁に報告いただきます。

（５）その他

その他、不明な点は文化庁文化財第二課にお問い合わせください。

<本件連絡先>

文化庁文化財第二課 調査係、天然記念物部門

０３－５２５３－４１１１（内線 ２８７８／２８８３）

管理のための計画（管理計画）策定にあたっての留意事項

平成12年8月10日
文化庁文化財保護部
記念物課

I 総論

1 管理計画とは

- (1) 趣旨文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの「管理のための計画」（以下「管理計画」という。）は、ある史跡名勝天然記念物について、その指定地域内の一定区域における現状変更等の許可権限を都道府県又は市の教育委員会で包括的に行使できるようにすることを目的として定めるものである。

そのポイントは現状変更等の許可基準及びその適用区域を定めることにある。

(2) 保存管理計画との関係

- a 管理計画で定める現状変更等の許可の基準（許可基準）は、保存管理計画で定めている現状変更等の取扱い基準（保存管理基準等）と基本的に同じでよい。
- b ただし、管理計画は、保存管理計画とは策定する意義・趣旨において異なる。管理計画は、あくまで権限委譲のために策定するものであり、現状変更許可・不許可のルールを定める限定的な役割しか持たない。管理計画が定められても既策定の保存管理計画は有効であり、管理計画とより包括的な計画である保存管理計画とが並立して、それぞれの役割を果たすこととなる。
- c 管理計画の策定者は、実際にそれを適用して現状変更等の許可等の事務を行う者でなければならないため、政令上、権限委譲を受ける都道府県又は市の教育委員会と定められている。

これに対して、保存管理計画の策定者は、当該史跡名勝天然記念物の管理団体となっている教育委員会等、保存・管理が適切に行える者であればよく、特段の定めもない。

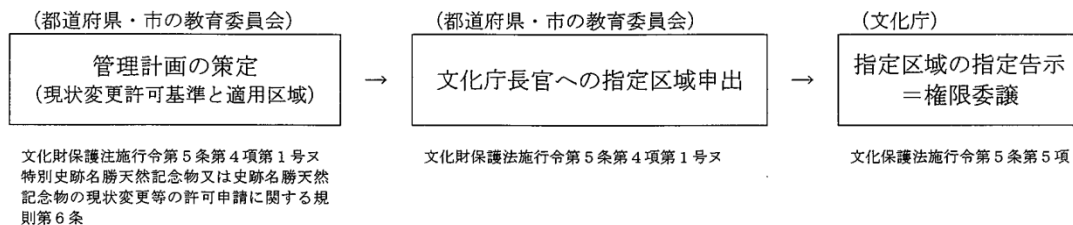
その結果、管理計画と保存管理計画の策定者が異なる場合があり得るが、それ自体は問題がない。ただし、管理計画の許可基準を策定する際には、保存管理計画ですでに定められている許可基準と齟齬や矛盾が生じないように配慮する必要がある。

- d 保存管理計画が未策定の史跡名勝天然記念物についても、法律上は、管理計画を定めれば権限委譲は可能である。遺構のないことが確認されている人家密集地等現状変更の申請件数は多いが史跡名勝天然記念物に対する影響がほとんどない区域では、保存管理計画がなくても権限委譲を行うこととしてよい。

しかしながら、史跡名勝天然記念物を将来にわたり適切に保護していくため、管理計画による権限委譲の際に、保存管理計画が同時に又はこれに先だって策定されることが望ましい。

2 手 続

管理計画の策定から実際の権限委譲までの手続は次のとおりである。



3 申出書類

(1) 文化庁長官への指定区域の申出には、次の書類が必要である。

- ① 申出書
- ② 管理計画
- ③ 許可の基準の適用区域を示す図面【一般縦覧用】
- ④ (必要に応じ) 参考図【官報掲載用】
- ⑤ (必要に応じ) 関係資料

(2) 申出書

- a 申出書(おもて紙)は、文化庁長官宛に、指定区域の申出を行う都道府県・市の教育委員会教育長名で作成する。
- b 標題は、当該史跡名勝天然記念物の名称と文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの指定区域の申出であることが一目でわかるように記す。

【例】史跡〇〇〇に関する文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの指定区域の申出について

- c 本文には、申出の理由等を簡潔に記す。

【例(申出者が都道府県の場合)】

史跡〇〇〇につき、別紙のとおり、文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの管理のための計画(〇〇〇管理計画)を定めました。

ついては、〇〇〇管理計画の適用区域である◇◇町及び××村の一部における同号ヌの指定区域の指定について申し出ます。

(3) 管理計画

- a 管理計画は、申出の日より前に、又は同日付けで、権限委譲を受けようとする教育委員会が定めておく必要がある。

- b 管理計画には、以下の記載事項を記す（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第6条第1項）。様式は問わない。

なお、記載内容の詳細については、各論参照。

- ① 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - ② 指定年月日
 - ③ 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - ④ 管理計画を定めた教育委員会
 - ⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - ⑥ 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - ⑦ 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - ⑧ その他参考となるべき事項
- c 管理計画には、史跡名勝天然記念物の名称を明らかにした標題を付す。
- 史跡名勝天然記念物が複数の県又は市町村にまたがる等のために同じ史跡名勝天然記念物について複数の管理計画があり得る場合には、「××町、△△村関係」「□□地区関係」等を付す。
- 【例】名勝○○○○管理計画（◇◇市関係）

(4) 許可の基準の適用区域を示す図面【一般縦覧用】

- a 許可基準の適用区域を示す図面（同規則第6条第2項）には、①都市計画の定められている区域においては縮尺2千5百分の1の地図、②その他の地域においては可能な限り縮尺2千5百分の1、最小でも縮尺1万分の1までの地図を使用する。図面は実測図を持って代えてもよい。
- b 図面には、縮尺、スケール及び方位を表示する。
- c 指定を申し出る区域を太線等により明確に表示する。
- d 適用区域の区分けは、従来の保存管理計画上の地域区分（A地区、B地区／第1種区域、第2種区域等）と基本的に同じでよい。
- e 権限委譲を受けた都道府県又は市の教育委員会に備え置いて一般の縦覧に供するためのものであるため、太線、網掛け、色分け等により地域ごとの境界線が明確にわかるように表示する。

(5) 参考図【官報掲載用】

- a A4サイズの紙に史跡名勝天然記念物の指定地全域が入る縮尺の地図を使用する。
- b 地図には、縮尺、スケール及び方位を表示する。
- c 指定を申し出る区域を太線等により明確に表示する。
- d 適用区域の区分けは、(4)の図面と同じとする。

- e 参考図は、告示の際、官報に掲載するためのものであるので、太線や網掛け等により地域ごとの境界線が白黒でもわかるように表示する。
- f 指定区域が地番又は座標により明確なため、参考図の官報掲載を省略する場合には、添付しなくてもよい。

(6) 関係資料

- a 保存管理計画がある場合は、最新の保存管理計画を添付する。
- b 史跡名勝天然記念物の位置を示す必要がある場合は、広域図を添付する。
- c その他必要に応じ、現況・航空写真等の資料を適宜添付する。

4 告 示

指定区域の指定告示には、次の事項を掲載する。

- ① 種別
- ② 名称
- ③ 指定区域
- ④ 許可等の事務を行う教育委員会
- ⑤ 参考図（地番又は座標により明確な場合は省略可）

【例】

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号ヌの規定により、次のとおり指定区域を指定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

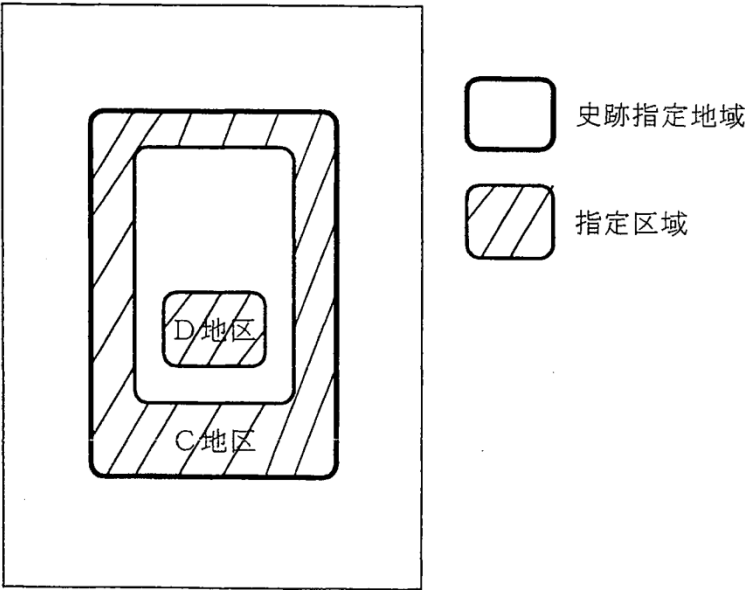
平成×年×月×日

文化庁長官 ◇◇ ◇◇

種別	名 称	指 定 区 域	許可等の事務を行う教育委員会
史跡	○○○○○	別図のとおり ◇◇県◇◇市◇◇町の全域 同△△町△丁目△番△号、…、×番×号	××市教育委員会
名勝	◇◇◇◇◇	別図のとおり C地区 ○○県○○郡○○町○番、×番 D地区 同○○村字○○の一部 (参考図 1 参照)	□□県教育委員会

備考 別図は省略し、当該指定区域において許可等の事務を行う教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

名勝◇◇◇◇◇関係指定区域 参考図 1



Ⅱ 各論

1 史跡名勝天然記念物の別・名称

指定告示のとおり記す。

2 指定年月日

一部追加指定・解除、特別史跡名勝天然記念物への指定年月日等の関係情報も記す。

【例】大正〇〇年〇月〇日史跡指定

昭和××年×月×日追加指定・名称変更

平成△△年△月△日特別史跡指定

3 史跡名勝天然記念物の所在地

(1) 権限委譲を受ける区域だけに限定せず、史跡名勝天然記念物全体の所在地を記す。

(2) 市町村名・字名まで記す。史跡名勝天然記念物の指定告示のように地番又は座標まで詳細に示す必要はない。

【例】〇〇県〇〇市〇〇町及び◇◇町

△△県△△郡△△村大字××小字××

4 管理計画を定めた教育委員会

(1) 町・村の区域については都道府県教育委員会、市の区域については当該市の教育委員会である。

(2) 史跡名勝天然記念物の指定地域が二以上の都道府県や同じ都道府県内でも複数の市や市と町村にまたがる場合は、権限委譲を受ける都道府県・市が各々策定することとなるが、内容的に矛盾や齟齬をきたさないよう相互に十分に連絡調整しながら策定するようにする。

ただし、策定の時期は必ずしも同じ日である必要はない。

5 管理の状況

これまでの史跡名勝天然記念物の管理状況について簡潔に記す。例として、次のような事項が考えられる。

- a 所有者の状況（民有地及び公有化の状況）
- b 管理団体がある場合は、その名称、指定年月日
- c 日常的な保守管理の状況（保守管理の内容、管理を行っている機関・団体名等）
- d 特記すべき現状変更等（過去に行われた大規模な現状変更等）
- e 発掘調査実績（実施年月日、調査結果（遺構の状況等）等）
- f 保存管理計画がある場合には、その名称、策定年月日、保存管理計画を策定した教育委員会名、計画策定の趣旨
- g 文化財保護法以外の法令・条例による規制の状況

6 管理に関する基本方針

文化財としての史跡名勝天然記念物の保護の基本的な方針・考え方について簡潔に記す。保存管理計画に基本方針がある場合には、基本的に同じでよい。

7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

- (1) 管理計画で定める現状変更等の許可の基準（許可基準）及びその適用区域は、保存管理計画で定めている現状変更等の取扱い基準（保存管理基準等）及びその適用区域と基本的に同じでよい。
- (2) 「許可基準」であることから、「〇〇については認める（許可する）。」「××以外は認めない（許可しない）。」「△△については認めない（許可しない）。」等のルールを記す。

【例】A地区は、史跡の保護のため特に重要な地域であることから、次の事項以外の現状変更は認めない。ただし、やむを得ない場合であつて必要最小限度と認められる現状変更については、この限りでない。

- 一 既存の建築物の改築
- 二 三月以内の期間を限って設置される建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却
- 三 ………

- (3) 適用区域については、次のように記す。

- a 権限委譲を受ける全域について、市町村名・字名及び地番まで、若しくは座標で記す。史跡名勝天然記念物の指定の告示が図面又は座標によるため、地番により特定できない場合には、「〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇の一部」「国土調査法による第〇座標系を基準とする*、*、*……*を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲」等と記す。
- b 許可基準の適用区域（A地区、B地区／第1種区域、第2種区域等）ごとに、市町村名・字名及び地番まで記す。

8 その他参考となるべき事項

- (1) 旧文化財保護法第99条第1項第2号の規定に基づき、いわゆる個別権限委任を受けていた場合は、権限委任の際の告示の番号・年月日及び権限委任を受けた地域の概要について記す（該当する史跡名勝天然記念物については、参考2参照）。
- (2) 保存管理計画がある場合には、当該保存管理計画における地区区分と許可基準の適用区域との関係その他の重要事項について記す。
- (3) 他法令・条例により規制を受けている場合には、その名称及び許可等の権限を有するものについて簡潔に記す。
- (4) その他権限委譲を受けるにあたって参考となりそうな事項について、適宜記す。

地域を定めない動物の天然記念物の管理計画の策定例及び留意事項

(※平成 12 年 8 月 10 日文化庁記念物課「管理のための計画（管理計画）策定にあたっての留意事項」も適宜参照してください)

特別天然記念物カモシカ管理計画の策定例

1	天然記念物の名称	特別天然記念物 カモシカ
2	指定年月日	昭和 9 年 5 月 1 日 天然記念物指定 昭和 30 年 2 月 15 日 特別天然記念物指定
3	天然記念物の所在地	地域を定めず（主な生息地は青森県ほか 29 都府県）
4	管理計画を定めた教育委員会	〇〇県（市）教育委員会
5	天然記念物の管理の状況	・ 生息状況（分布、生息密度、推定頭数等） ・ 保護地域の状況（有無、位置、面積等） ・ 農林業被害状況（被害面積、被害額等） ・ 防除の状況（防護柵設置長、忌避剤塗布面積等） ・ 捕獲状況（個体数、捕獲場所等） 【留意事項】 特定計画又は「特定計画に準ずる計画」※²の内容との整合性を図ってください。
6	天然記念物の管理に関する基本方針	・ 科学的・計画的な目標設定に基づき、総合的な被害防除対策を行うことにより、地域個体群の個体数を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下、特定計画）の実行にあたっては、並行してモニタリングを実施し、その結果により必要に応じて計画を見直すフィードバックシステムを確立する。 ・ 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会による検討、評価とともに適切な情報公開をしながら進める。

		・地域個体群内の個体数を安定的に維持するために、隣接自治体と連携しつつ保護管理を進める。 ・個体数調整を含む被害防除にあたっては、農林業被害の軽減を基本として、捕獲以外の被害防除を優先して取り組むとともに、その上でなお必要な場合に個体数調整を行うこととし、地域ごとに十分な合意形成のもとに進める。 【留意事項】 特定計画又は「特定計画に準ずる計画」の内容との整合性を図ってください。
7	天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域	(1) 現状変更等の許可の基準 現状変更等については、原則許可しない。 ただし、下記条件を満たし、地域個体群の安定的な維持存続に及ぼす影響が軽微な場合はこの限りではない。 ①学術調査・研究、保護管理、その他カモシカの保存と活用に資する目的で実施される必要最小限のものであること。 ②特定計画に基づく捕獲については、特定計画に基づいて年度毎に策定する実施計画に基づいて行われるもので、特定計画の策定者である都道府県と十分に調整を図ったものであること。 ③移動、飼育については、適切な移動、飼育のための設備・技術・人員等が確保されていること。 ④野生復帰等のための放獣については、カモシカの遺伝的構造・多様性の保全を考慮し、放獣する場所は原則として放獣個体由来の地域個体群が分布する地域であること。ただし、絶滅又は絶滅に瀕した地域個体群で、その復元又は補強を目的として放獣する場合はこの限りでない。その場合、遺伝的かく乱を防止するため、放獣する個体は遺伝的により近縁と考えられるものとする。 【留意事項】 ・現状変更等の種類は、個体数調整のための捕獲（捕殺を含

	む)、移動、飼育、放獣等が想定されます。 ・現状変更等を許可できるのは、地域個体群の安定的な維持存続に及ぼす影響が軽微な場合であることを明記してください。 ・特定計画に基づく捕獲を許可できるのは、特定計画に基づいて市町村が年度ごとに策定する実施計画に基づく捕獲であって、特定計画の策定者である都道府県と十分に調整を図ったものであることを明記してください。 ・近年、遺伝的構造・多様性の保全の必要性が指摘されており、個体の無秩序な移動や放獣は、生態系や遺伝子レベルでの地域固有性等に対する影響があると考えられるため、移動や放獣については慎重に取り扱ってください。 (※特定計画が定められていない場合) ・「特定計画に準ずる計画」に基づく捕獲を許可できるのは、市町村(町村の場合は認定町村のみ)が策定する「特定計画に準ずる計画」に基づいて、当該市町村が年度ごとに策定する実施計画に基づく捕獲であって、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等と十分に調整を図ったものであることを明記してください。 (2) 適用区域 〇〇県△△町、□□村全域 (別図のカモシカ保護地域を除く。) 【留意事項】 ・できるだけ地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定してください。 ・カモシカ保護地域^{※1}は適用区域から除いてください。 ・地域個体群が都道府県等の行政界を越えて分布する場合は、関係地方公共団体間で整合のとれた適用区域を定めることのできるよう、協議・調整を行ってください。
--	---

8	その他参考となるべき事項	・令和〇年〇月第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)策定(〇〇県)(別添) 【留意事項】 特定計画又は「特定計画に準ずる計画」を添付してください。
---	--------------	--

※1 カモシカ保護地域について

カモシカの安定的維持繁殖を図るため、その生息状況、被害の状況及び森林施業に関する計画等を勘案しつつ、文化庁、環境省及び林野庁による調整に基づき設定された、原則としてカモシカの捕獲を認めない地域。現在までに以下の13地域が設定されている(別紙3の地図参照)。

＜カモシカ保護地域＞

下北半島、北奥羽山系、北上山地、南奥羽山系、朝日・飯豊山系、越後・日光・三国、関東山地、南アルプス、北アルプス、白山、鈴鹿山地、伊吹・比良山地、紀伊山地。

※2 特定計画に準ずる計画について

地域個体群の分布が特定の市内に限られるなど、都道府県が特定計画を策定しない場合に、当該市における人と野生鳥獣との軋轢を解消するとともに、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として、当該市が策定する、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画で、特定計画に準じて策定され以下の記載項目を満たすもの。

ただし、計画の期間は原則として3～5年程度とし、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

また、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えない。

＜記載項目＞

- 1) 計画策定の目的及び背景
- 2) 管理すべき鳥獣の種類
- 3) 計画の期間

- 4) 対象鳥獣の管理が行われるべき区域
- 5) 対象鳥獣の管理の目標
- 6) 対象鳥獣の数の調整に関する事項
- 7) 対象鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 8) その他対象鳥獣の管理のために必要な事項
(被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。)

なお、特定計画に準ずる計画に沿って、年度毎に実施する取組をとりまとめた実施計画を毎年度作成するものとする。

下北半島

保護地域境



0 5 10 km



北奥羽山系

保護地域境

0 10 20 km



別紙3

青森県

青森市

黒石市

平川市

小坂町

十和田市

鹿角市

秋田県

北秋田市

岩手県

八幡平市

上小阿仁村

秋田市

仙北市

雫石町

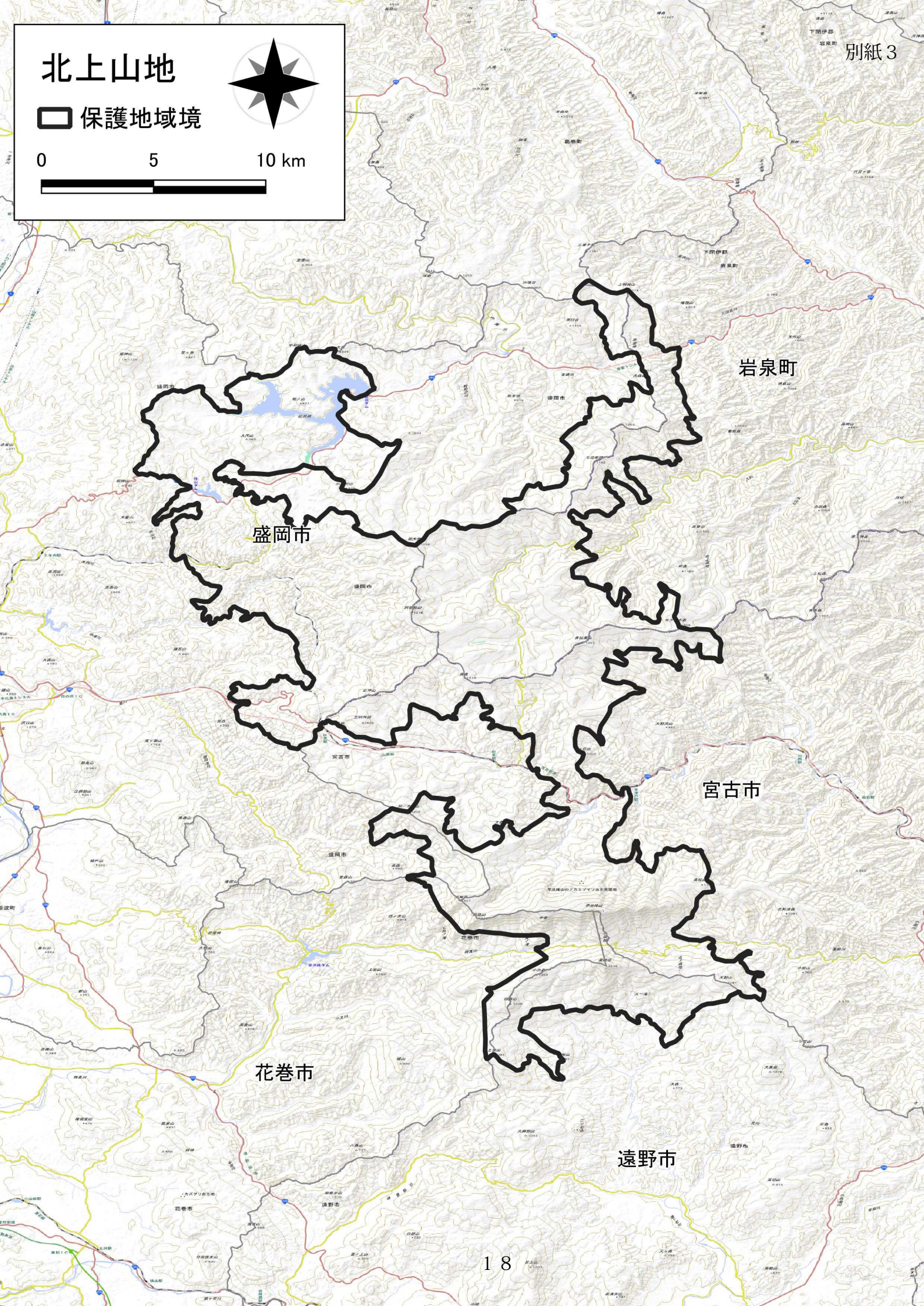
滝沢

盛岡

北上山地

保護地域境

0 5 10 km



南奥羽山系

保護地域境

0 10 20 km



別紙3

東成瀬村

岩手県

湯沢市

秋田県

一関市

金山町

栗原市

新庄市

最上町

大崎市

宮城県

加美町

山形県

尾花沢市

色麻町

東根市

大和町

仙台市

山形市

川崎町

上山市

蔵王町

七ヶ宿町

白石市

朝日・飯豊山系

保護地域境

0 10 20 km



別紙3

山形県

庄内町

鶴岡市

新潟県

村上市

関川村

小国町

長井市

飯豊町

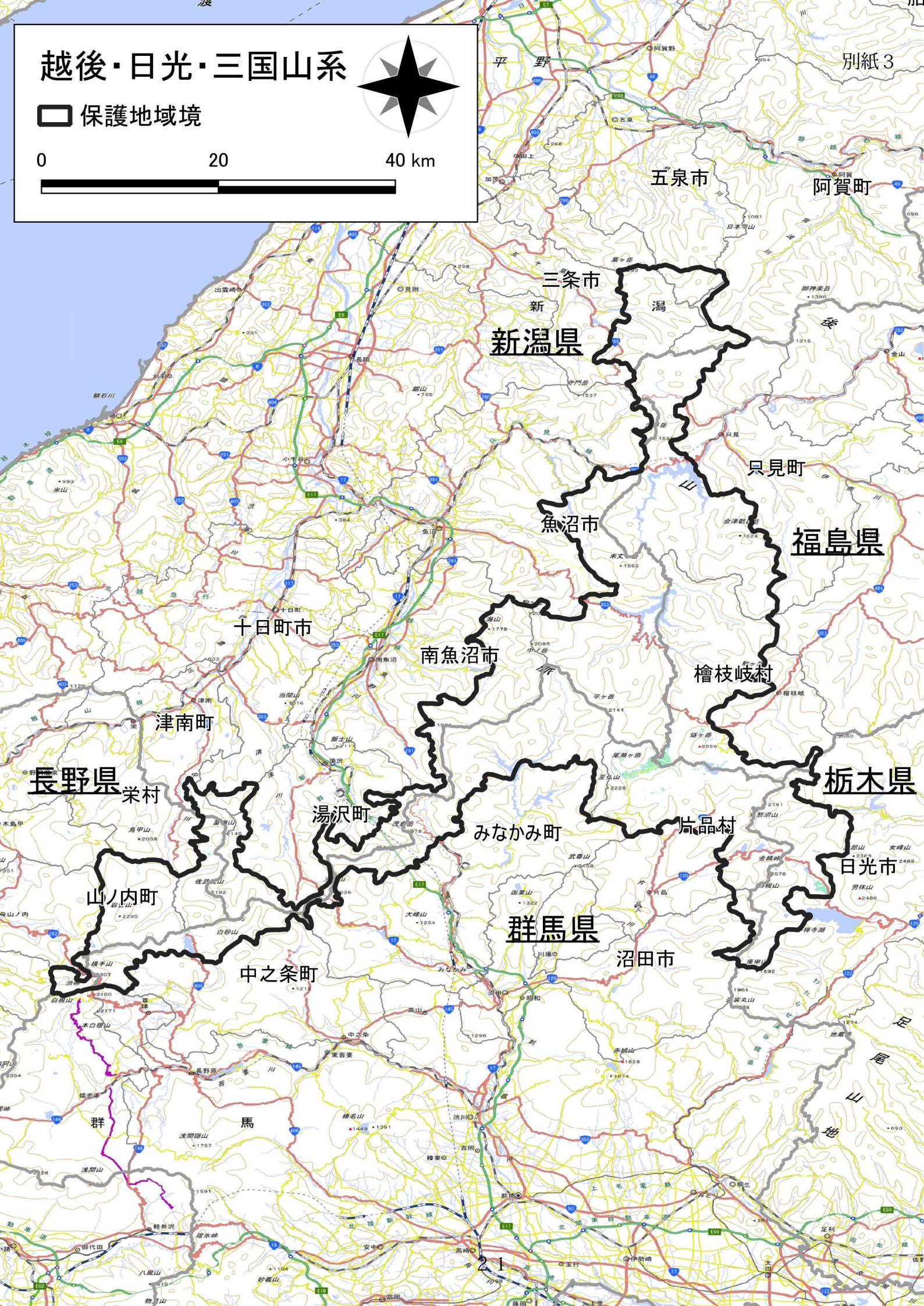
福島県

胎内市

新発田市

阿賀町

別紙 3



☐ 保護地域境



0 10 20 km



別紙3 伊勢崎市

長野県

埼玉県

川上村

秩父市

北杜市

山梨市

丹波山村

奥多摩町

山梨県

甲州市

小菅村

東京都

甲府市

大月市

入市

身延町

22

南アルプス

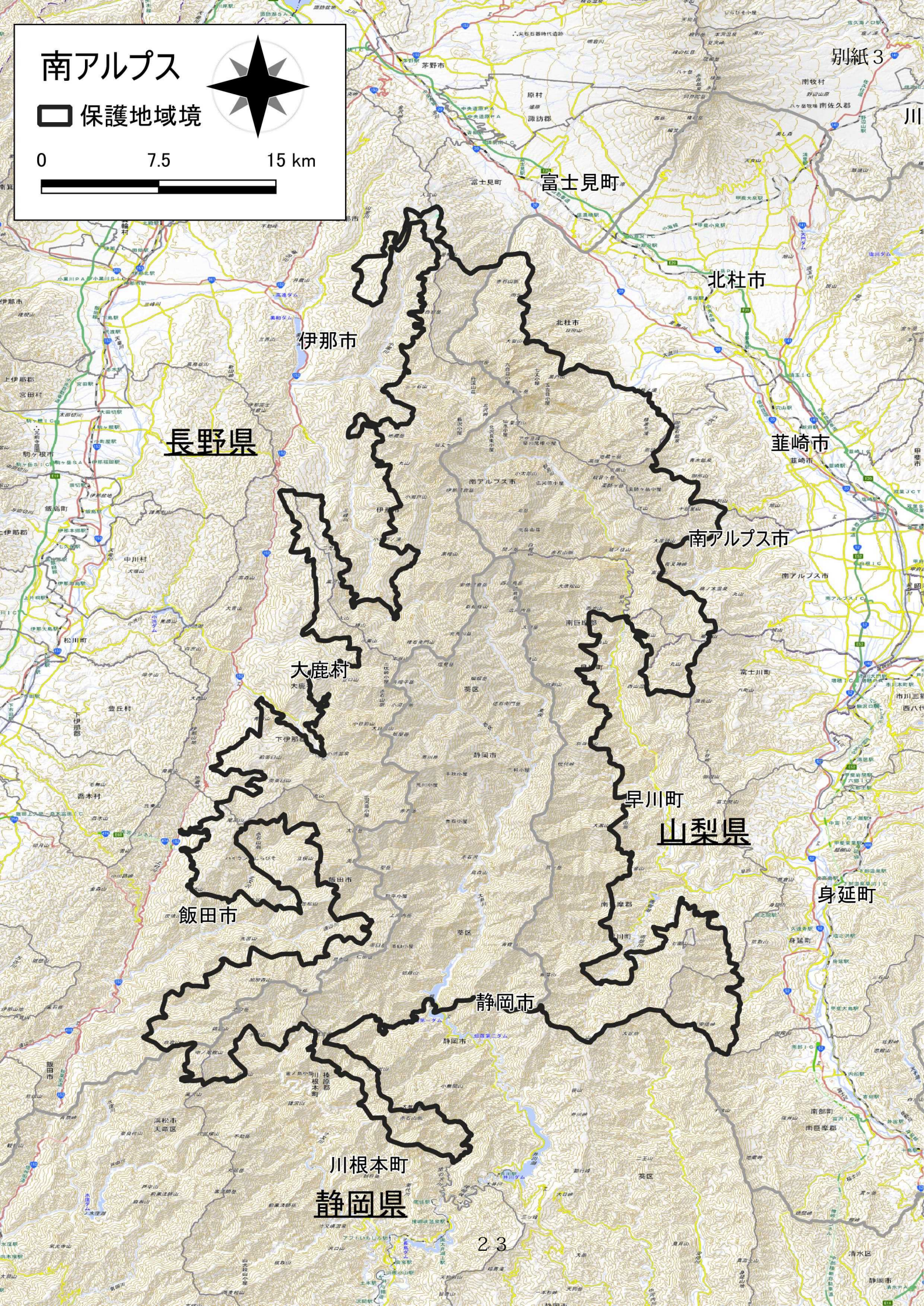
保護地域境

0 7.5 15 km



別紙3

川



北アルプス

保護地域境

0 10 20 km



別紙 3

新潟県

糸魚川市

小谷村

朝日町

黒部市

魚津市

上市町

立山町

富山県

富山市

白馬村

大町市

飛騨市

安曇野市

岐阜県

高山市

松本市

長野県

木曽町

下呂市

王滝村

白山

保護地域境

0 5 10 km



別紙 3

金沢市

南砺市

富山県

石川県

白山市

白川村

飛騨

福井県

高山市

岐阜県

大野市

鈴鹿山地

保護地域境



0 2.5 5 km



滋賀県

東近江市

いなべ市

三重県

菰野町

日野町

甲賀市

四日市市

鈴鹿市

伊吹・比良山地

保護地域境



0 20 40 km



別紙3



福井県

岐阜県

京都府

滋賀県

紀伊山地

保護地域境

0 10 20 km



別紙3

